

# 一般社団法人日本文化人類学会植松東アジア研究基金管理委員会規程

2018年12月15日制定

## 第1条（目的）

1. 一般社団法人日本文化人類学会は、故植松明石会員の遺言公正証書を根拠として発生する受益金「日本文化人類学会植松東アジア研究基金」（以下、「植松基金」と称する）を適正に管理・運用するため、「基金管理委員会」（以下、「委員会」と称する）を設置する。
2. 委員会は、上記遺言公正証書に記された委託者（遺言者）の遺志にもとづいて基金が有効に活用されるため、基金の用途に関する検討・審議・決定をおこなう。

## 第2条（構成）

1. 委員会は、理事および通常会員からなる委員若干名で組織する。
2. 委員会に委員長をおく。委員長は総務会より会計担当理事がこれにあたり、委員会を主宰する。委員長に事故あるとき、あるいは、委員長が関与する事項を検討する際には、互選によって委員長代行を選出する。
3. 委員の任期は1期2年とし再任はさまたげない。

## 第3条（職務）

1. 委員会は、今後10年にわたって、毎年9月1日（銀行が休業日の場合は、その直後の銀行営業日）に振り込まれる指定金銭を植松基金として学会において適正に使用するための用途を検討し、予算計画等を作成する。
2. 委員会は、上記1にもとづいて、遺言公正証書に記された「東アジア民俗文化に関する研究・調査・出版資金に資するため」に充てる際、それらの諸活動の募集や選考、審議、決定の一連のプロセスを担当し、その検討経過及び結果を理事会に報告する。理事会はこの委員会答申にもとづいて、毎年の用途を審議決定する。
3. 委員会の上記の活動、とりわけ遺志の解釈を巡って検討を重ねたプロセス等、ならびに結果としていかに判断したかという記録は、議事録のかたちで残すこととする。

## 第4条（事務担当）

本委員会の職務に伴う事務は、学会の事務局が担当する。

また学会外部の受託者等との連絡の必要が生じた際には、総務担当理事が事務局と連携し委員長を補佐する形でおこなう。

## （附則）

本規則は2018年12月15日から施行する。

本規程の改訂は、理事会の議を経るものとする。